

「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第20条第2項」に基づく公表について

環境省、経済産業省及び農林水産省は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成 7 年法律第 112 号。以下「容器包装リサイクル法」という。）に基づき、平成 26 年 3 月 20 日付けで再商品化義務を履行するよう勧告を行った事業者（7 社）が、勧告に従わなかった旨を公表します。

経緯

容器包装を製造し、又は利用する事業者（従業員数又は売上高が一定規模以上）は、容器包装リサイクル法の規定に基づき、再商品化義務（再商品化委託料金等の支払い）が課されています。

環境省、経済産業省及び農林水産省は、地方農政局等による報告徴収等により再商品化義務不履行が確認された事業者に対し、平成 25 年 3 月 27 日付けで指導・助言、平成 26 年 3 月 20 日付けで勧告を行いました。以下の事業者（7 社）が平成 27 年 3 月 24 日現在においても再商品化を実施した事実が認められないことから、勧告に従わなかった旨を公表します。

今後も、正当な理由なく、再商品化義務を履行しなかった場合には、これらの事業者に対して再商品化を命ずることとなります。

今後とも、関係省庁が連携し、同法の適正な運用に努めてまいります。

公表する事業者

株式会社 大元商店

取締役 公文 克企

高知県 高知市 南新田町 3-12

再商品化義務未履行年度：平成 12 年度から平成 18 年度

事業内容：食料品卸売業

有限会社 がんばりや

代表取締役社長 吉田 茂

徳島県 徳島市 南末広町 4-88-10

再商品化義務未履行年度：平成 12 年度から平成 18 年度

事業内容：食料品小売業

株式会社 ニコー

代表取締役 後川 慶三

佐賀県 佐賀市 神野東 3 丁目 2-7 NKG 佐賀ビル 1F

再商品化義務未履行年度：平成 12 年度から平成 18 年度

事業内容：食料品小売業

株式会社 ビック・ライズ

代表取締役社長 中嶋 哲夫

神奈川県 横浜市 青葉区荏田北 1-5-1

再商品化義務未履行年度：平成 12 年度から平成 18 年度

事業内容：食料品小売業

有限会社 日の出センター

取締役 矢野 朋昭

宮崎県 延岡市 日の出町 1-9-4

再商品化義務未履行年度：平成 12 年度から平成 18 年度

事業内容：食料品小売業

株式会社 八百ふじ

代表取締役 藤本 晃二

山口県 防府市 栄町 1 丁目 5-1 ルルサス防府 1F

再商品化義務未履行年度：平成 12 年度から平成 18 年度

事業内容：野菜小売業

株式会社 柳井園芸

代表取締役 志熊 俊郎

山口県 柳井市 古開作 710 番地

再商品化義務未履行年度：平成 12 年度から平成 18 年度

事業内容：花・植木小売業

(50 音順)

お問い合わせ先

食料産業局バイオマス循環資源課食品産業環境対策室

担当者：容器包装リサイクル班 内藤、長谷部

代表：03-3502-8111（内線 4320）

ダイヤルイン：03-3502-8499

FAX：03-6738-6552

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室

担当者：鈴木、太田

代表：03-3581-3351（内線 6835）

直通：03-5501-3153

経済産業省産業技術環境局リサイクル推進課

担当者：井出、尾添

代表：03-3501-1511（内線 3561、3562、3563、3564）

直通：03-3501-4978

当資料のホームページ掲載 URL

<http://www.maff.go.jp/j/press/>